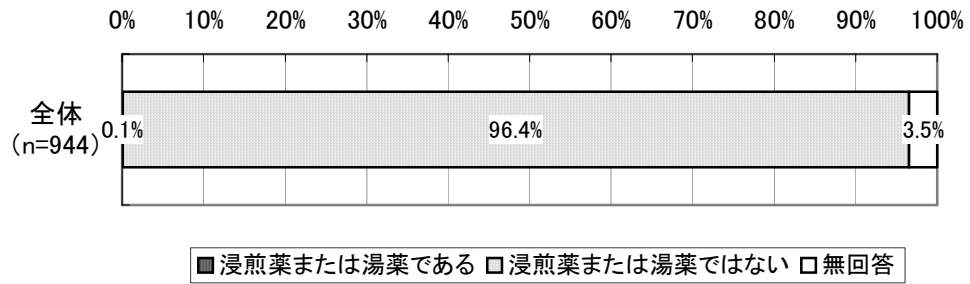


v) 算定する調剤料の過半数が浸煎薬または湯薬

算定する調剤料の過半数が浸煎薬または湯薬であるか否かについてみると、「浸煎薬または湯薬ではない」が96.4%と大半を占め、「浸煎薬または湯薬である」は0.1%であった。

図表 15 算定する調剤料の過半数が浸煎薬または湯薬



## ②取り扱い処方せん状況等（平成20年12月1か月分）

### 1) 取り扱い処方せん枚数

取り扱い処方せん枚数について、平成20年12月の1か月全体の取り扱い処方せん総計（486,352枚）の内訳と、平成20年12月の1か月のうち、12月8日から12月14日の1週間分の取り扱い処方せん総計（120,200枚）の内訳をまとめた。

図表 16 取り扱い処方せん枚数

	平成 20 年 12 月			
	(ア) 1 か月全体の取り扱い処方せん枚数		(イ) うち、12/8～12/14 の取り扱い処方せん枚数	
	(薬局数 n=371)		(薬局数 n=392)	
	枚数(枚)	割合	枚数(枚)	割合
① すべての取り扱い処方せん	486,352	100.0%	120,200	100.0%
② ①のうち、1品目でも後発医薬品を調剤した処方せん	213,996	44.0%	51,613	42.9%
③ ①のうち、「後発医薬品への変更がすべて不可」欄に処方医の署名等がない処方せん	318,896	65.6%	77,240	64.3%
④ ③のうち、1品目でも先発医薬品を後発医薬品に変更した処方せん(以前に一度変更し、今回も同様に変更した場合も含む)	19,497	4.0%	4,509	3.8%
⑤ ④のうち、後発医薬品情報提供料を算定した処方せん	4,727	1.0%	1,141	0.9%
⑥ ④のうち、後発医薬品分割調剤加算を算定した処方せん	1,226	0.3%	273	0.2%
⑦ ③のうち、1品目でも後発医薬品を他の後発医薬品に変更した処方せん	1,624	0.3%	370	0.3%
⑧ ③のうち、処方せんに記載されたすべての銘柄について後発医薬品が薬価収載されていないために、後発医薬品に変更できなかった処方せん(後発医薬品のみが記載された処方せんを含む)	32,494	6.7%	7,206	6.0%
⑨ ③のうち、「後発医薬品についての説明」を行ったにもかかわらず、患者が希望しなかったために、すべて後発医薬品に変更できなかった処方せん(過去に説明した際に、患者が希望しない意思を明確にしており、今回も後発品への変更をしなかった場合を含む)	28,328	5.8%	6,550	5.4%
③のうち、以下の理由により、後発医薬品に変更できなかった先発医薬品が1品目でもある処方せん				
⑩ 先発医薬品の含量規格に対応した後発医薬品がなかったため	44,366	9.1%	6,795	5.7%
⑪ ⑩のうち、薬価収載されていなかったため	29,406	6.0%	3,892	3.2%
⑫ ⑩のうち、在庫として備蓄していなかったため	21,355	4.4%	2,885	2.4%
⑬ 先発医薬品の剤形(ただし、OD錠除く)に対応した後発医薬品がなかったため	8,138	1.7%	1,936	1.6%
⑭ ⑬のうち、薬価収載されていなかったため	5,618	1.2%	1,346	1.1%
⑮ ⑬のうち、在庫として備蓄していなかったため	3,084	0.6%	577	0.5%
⑯ 先発医薬品の剤形がOD錠であり、それに対応した後発医薬品がなかったため	2,169	0.4%	323	0.3%
⑰ ⑯のうち、薬価収載されていなかったため	1,446	0.3%	229	0.2%
⑱ ⑯のうち、在庫として備蓄していなかったため	1,206	0.2%	89	0.1%
⑲ ①のうち、「後発医薬品への変更がすべて不可」欄に処方医の署名等がある処方せん	167,456	34.4%	42,960	35.7%
⑳ ⑲のうち、後発医薬品を銘柄指定している処方せん	69,629	14.3%	18,152	15.1%
㉑ ①のうち、処方せん内容の一部について変更不可としている処方せん	6,585	1.4%	1,017	0.8%
㉒ ㉑のうち、一部先発医薬品について変更不可としている処方せん	5,793	1.2%	912	0.8%
㉓ ㉑のうち、一部後発医薬品について変更不可としている処方せん	663	0.1%	28	0.0%

(注) 「1 か月分」は平成 20 年 12 月 1 か月分の取り扱い処方せん、「1 週間分」は「1 か月分」のうち、12/8～12/14 の 1 週間の取り扱い処方せんの枚数。

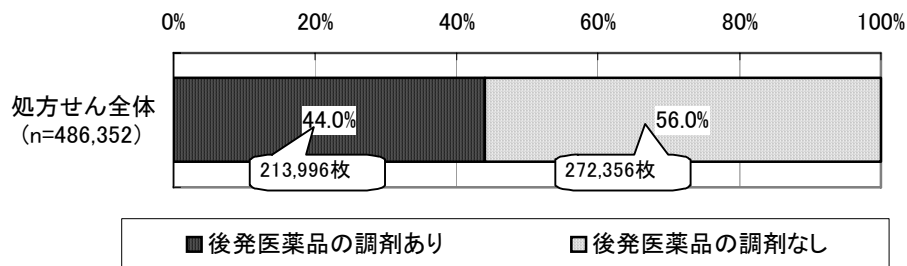
\* 「後発医薬品についての説明」とは

後発医薬品と先発医薬品とが同等であること(例えば、品質、安定性、生物学的同等性試験結果など)の説明に加え、患者の処方せんにおける変更前の薬剤料と変更後の薬剤料の差額等についての説明などを指す。

## 2) 1品目でも後発医薬品を調剤した処方せん割合

すべての処方せんにおける、1品目でも後発医薬品を調剤した処方せんの割合についてみると、「後発医薬品の調剤あり」が44.0%（213,996枚）、「後発医薬品の調剤なし」が56.0%（272,356枚）であった。

図表 17 すべての処方せんにおける、1品目でも後発医薬品を調剤した処方せんの割合  
（平成20年12月1か月分の処方せんベース）



### 3) 後発医薬品への変更割合（処方せん枚数ベース）

「後発医薬品への変更不可」欄に処方医の署名等がない処方せん（318,896枚）における、後発医薬品への変更状況等の内訳をまとめた。

図表 18 「後発医薬品への変更不可」欄に処方医の署名等がない処方せん  
（n=318,896）における、後発医薬品への変更状況等  
（平成20年12月1か月分の処方せんベース）

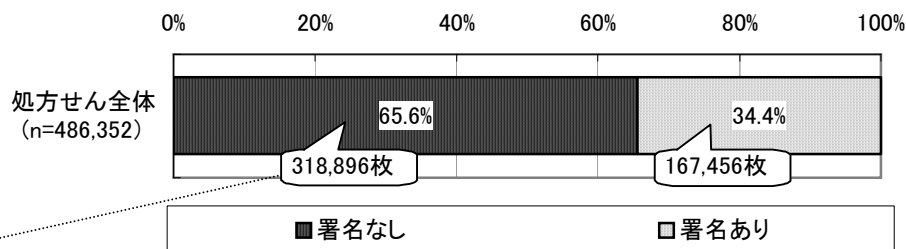
	枚数	割合
「変更不可」欄に処方医の署名等がない処方せん	318,896	100.0%
1品目でも先発医薬品を後発医薬品に変更した処方せん	19,497	6.1%
(うち)後発医薬品情報提供料を算定した処方せん	4,727	1.5%
(うち)後発医薬品分割調剤加算を算定した処方せん	1,226	0.4%
1品目でも後発医薬品を他の後発医薬品に変更した処方せん	1,624	0.5%
処方せんに記載されたすべての銘柄について、後発医薬品が薬価収載されていないために、後発医薬品に変更しなかった処方せん	32,494	10.2%
患者が希望しなかったために、すべて後発医薬品に変更しなかった処方せん	28,328	8.9%
以下の理由により、後発医薬品に変更できなかった先発医薬品が1品目でもある処方せん		
先発医薬品の含量規格に対応した後発医薬品がなかったため	44,366	13.9%
採用している後発医薬品に、先発医薬品の含量規格に対応した製剤が薬価収載されていないため	29,406	9.2%
先発医薬品の含量規格に対応した後発医薬品を採用していなかったため	21,355	6.7%
先発医薬品の剤形(ただし、OD錠除く)に対応した後発医薬品がなかったため	8,138	2.6%
採用している後発医薬品に、先発医薬品の剤形に対応した製剤が薬価収載されていないため	5,618	1.8%
先発医薬品の剤形に対応した後発医薬品を採用していなかったため	3,084	1.0%
先発医薬品の剤形がOD錠であり、それに対応した後発医薬品がなかったため	2,169	0.7%
採用している後発医薬品に、OD錠が薬価収載されていないため	1,446	0.5%
OD錠の後発医薬品を採用していなかったため	1,206	0.4%

平成 20 年 12 月 1 か月分のすべての取り扱い処方せん 486,352 枚における「後発医薬品への変更不可」欄への処方医の署名等の有無についてみると、「署名等なし」が 65.6% (318,896 枚)、「署名等あり」が 34.4% (167,456 枚) であった。

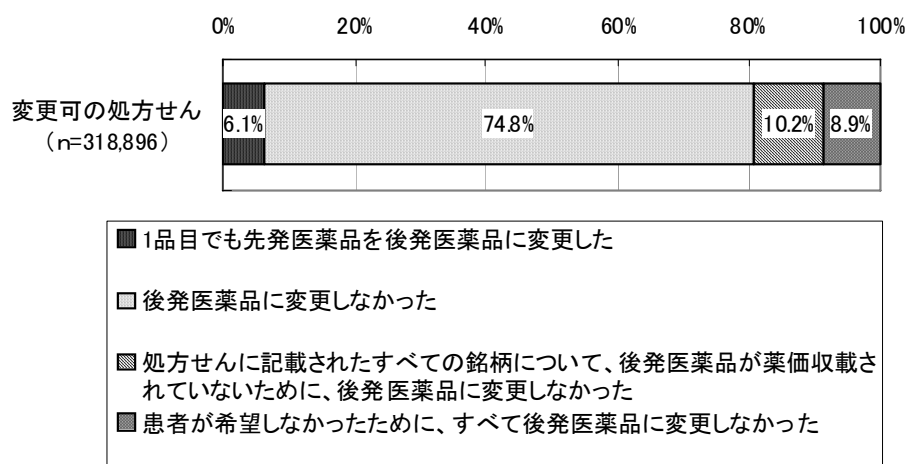
「署名等なし」の処方せん 318,896 枚のうち、実際に「1 品目でも先発医薬品を後発医薬品に変更した」処方せんは 6.1% であった。

「処方せんに記載されたすべての銘柄について、後発医薬品が薬価収載されていないために、後発医薬品に変更しなかった」処方せんは 10.2%、「患者が希望しなかったために、すべて後発医薬品に変更しなかった」処方せんは 8.9%、それ以外の理由で「後発医薬品に変更しなかった」処方せんは 74.8% であった。

図表 19 すべての処方せんにおける、「後発医薬品への変更不可」欄の処方医の署名等の有無（平成 20 年 12 月 1 か月分の処方せんベース）



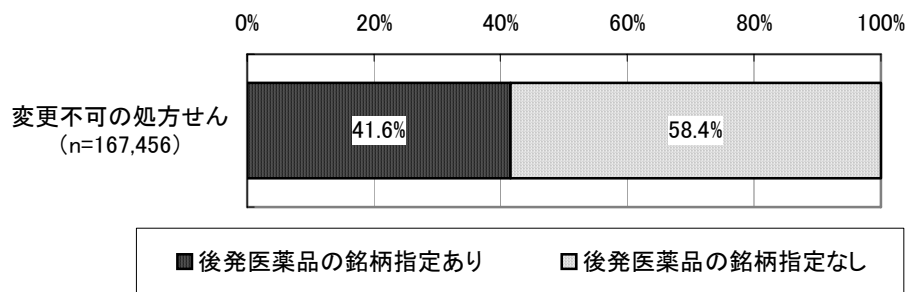
図表 20 「後発医薬品への変更不可」欄に処方医の署名等がない処方せん (n=318,896) における、後発医薬品への変更状況（平成 20 年 12 月 1 か月分の処方せんベース）



4) 「変更不可」欄に処方医の署名等がある処方せんのうち、後発医薬品を銘柄指定している処方せんの割合

平成 20 年 12 月 1 か月分で、「後発医薬品への変更不可」欄に処方医の署名等がある処方せん 167,456 枚のうち、「後発医薬品の銘柄指定あり」は 41.6%、「後発医薬品の銘柄指定なし」は 58.4%であった。

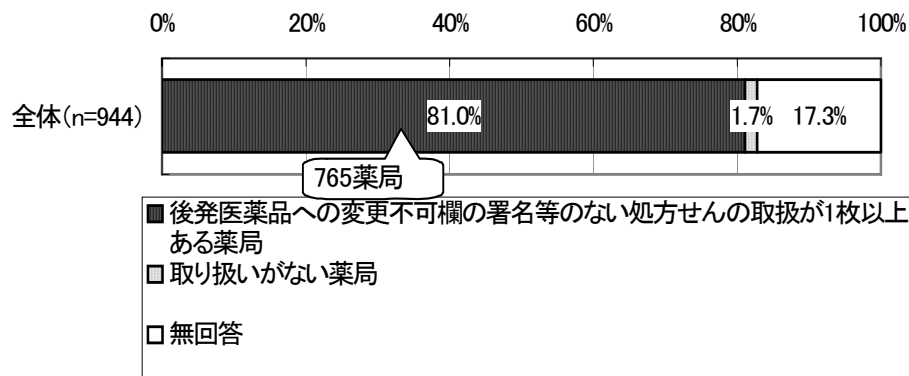
図表 21 「後発医薬品への変更不可」欄に処方医の署名等がある処方せん (n=167,456) における、後発医薬品の銘柄指定をしている処方せんの割合 (平成 20 年 12 月 1 か月分の処方せんベース)



5) 後発医薬品への変更割合 (薬局ベース)

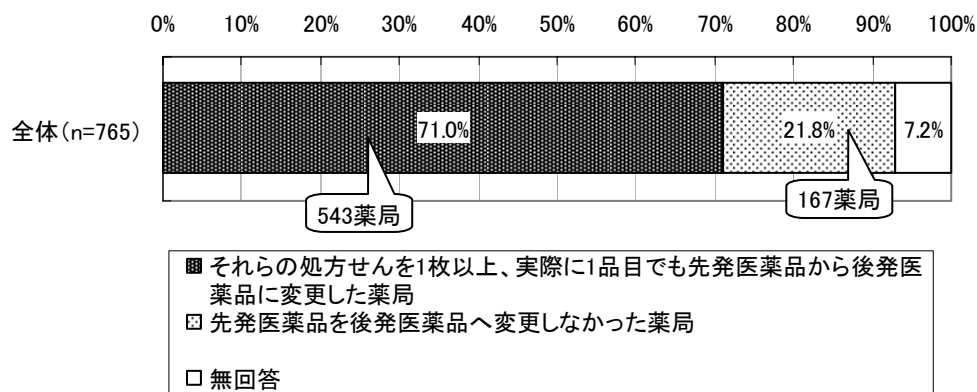
平成 20 年 12 月 1 か月間で、「後発医薬品への変更不可」欄に処方医の署名等がない処方せんを 1 枚以上取り扱った薬局は、81.0% (765 薬局) であった。

図表 22 1 か月間の取り扱い処方せんのうち、「後発医薬品への変更不可」欄に処方医の署名等がない処方せんを取り扱った薬局数の割合 (薬局ベース)



「後発医薬品への変更不可」欄に処方医の署名等がない処方せんを1枚以上取り扱った765薬局のうち、「それらの処方せんを1枚以上、実際に1品目でも先発医薬品から後発医薬品に変更した薬局」は71.0% (543薬局)、「先発医薬品を後発医薬品へ変更しなかった薬局」は21.8% (167薬局)であった。

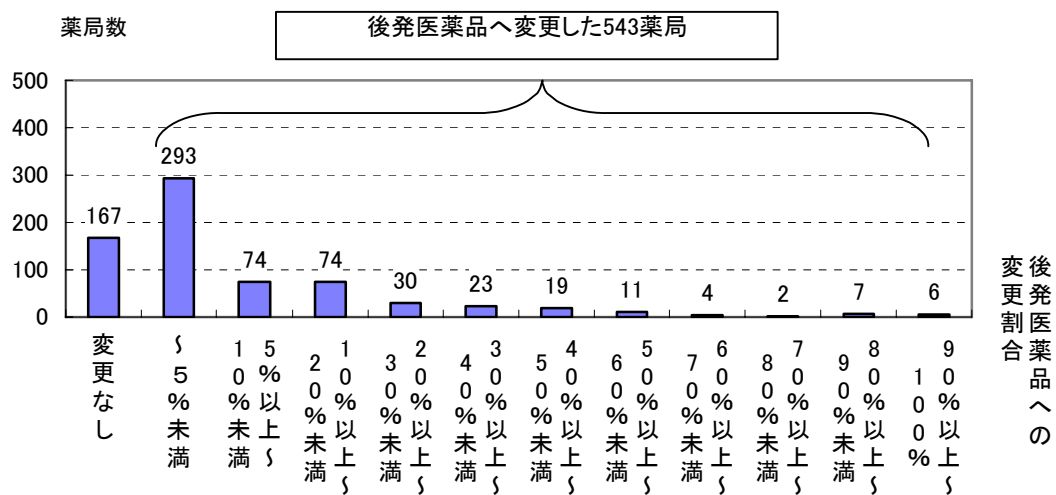
図表 23 「後発医薬品への変更不可」欄に処方医の署名等がない処方せんを取り扱った薬局 (765 薬局) のうち、実際に1品目でも先発医薬品を後発医薬品に変更した薬局数の割合 (薬局ベース)





「後発医薬品への変更不可」欄に処方医の署名等がない処方せんを取り扱った 765 薬局における、後発医薬品への変更可能な処方せんに占める、実際に後発医薬品に変更した処方せんの割合（変更割合）についてみると、変更割合が「5%未満」が 293 薬局、「5%以上～10%未満」「10%以上～20%未満」がそれぞれ 74 薬局であり、後発医薬品への変更割合は低いとみられる。

図表 24 「後発医薬品への変更不可」欄に処方医の署名等がない処方せんを取り扱った薬局（765 薬局）における、後発医薬品への変更可能な処方せんに占める、後発医薬品への変更割合別の度数分布（薬局ベース）

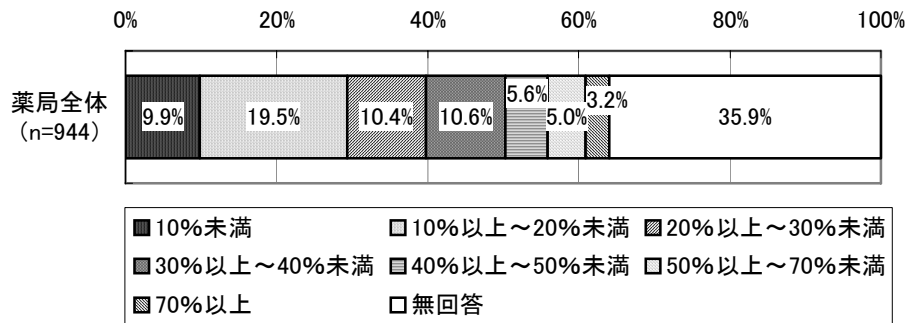


(注) 765 薬局の中には、後発医薬品への変更割合が不明の 55 薬局がある。

6) 1 か月間に調剤したすべての医薬品に占める後発医薬品の割合

平成 20 年 12 月 1 か月間に調剤したすべての医薬品に占める後発医薬品（数量ベース）についてみると、「10%以上～20%未満」（19.5%）が最も多く、次いで「30%以上～40%未満」（10.6%）、「20%以上～30%未満」（10.4%）であった。

図表 25 1 か月間に調剤したすべての医薬品に占める後発医薬品（数量ベース）の割合  
（平成 20 年 12 月 1 か月間、薬局ベース）



（注）数量ベースとは、薬価基準の規格単位ベースで、例えば錠剤の場合、単純に1 か月間に調剤した全錠数を数えて計算することを意味する。

平成 20 年 12 月 1 か月間に調剤したすべての医薬品に占める後発医薬品の割合についてみると、1 薬局あたりの平均は 27.0%（標準偏差 19.2、中央値 22.0）であった。

図表 26 1 か月間に調剤したすべての医薬品に占める後発医薬品（数量ベース）の割合  
（平成 20 年 12 月 1 か月間、薬局ベース、n=605）

	平均値	標準偏差	中央値
すべての医薬品に占める後発医薬品の割合 (%)	27.0	19.2	22.0

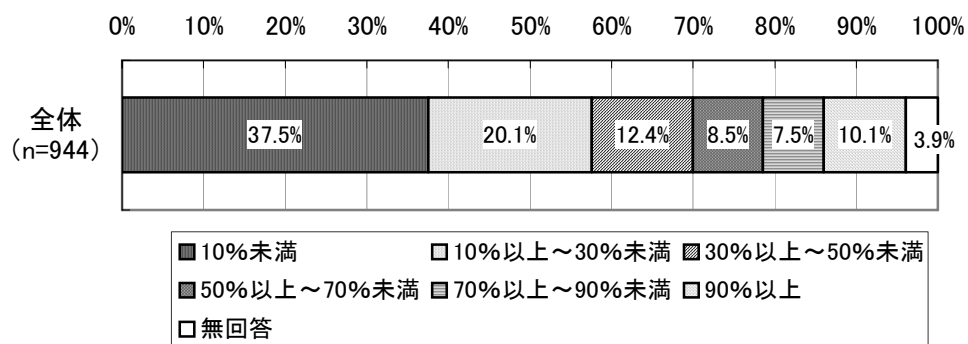
（注）回答のあった施設を対象に集計した。

### ③後発医薬品への対応状況（平成20年4月以降）

#### 1) 後発医薬品についての説明を行った患者の割合

後発医薬品への変更可能な処方せんを持参した患者のうち、後発医薬品についての説明を行った患者の割合についてみると、「10%未満」（37.5%）が最も多く、次いで「10%以上～30%未満」（20.1%）、「30%以上～50%未満」（12.4%）であった。

図表 27 後発医薬品への変更可能な処方せんを持参した患者のうち、  
後発医薬品についての説明を行った患者の割合（薬局ベース）

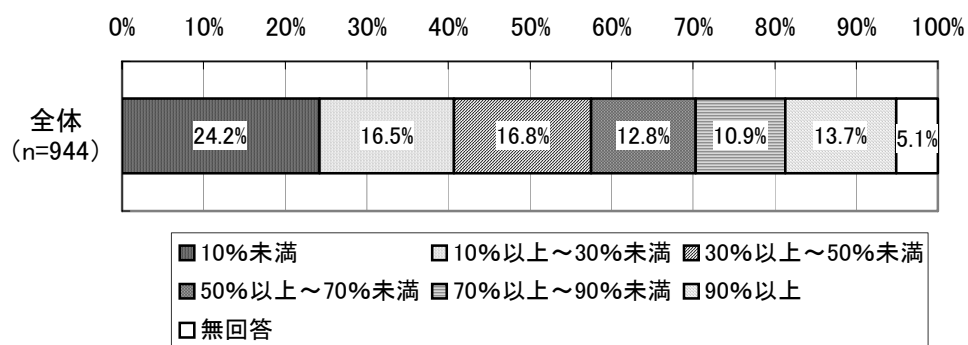


(注) 「後発医薬品についての説明」とは、後発医薬品と先発医薬品とが同等であること（例えば、品質、安定性、生物学的同等性試験結果など）の説明に加え、患者の処方せんにおける変更前の薬剤料と変更後の薬剤料の差額等についての説明などを指す。

2) 後発医薬品についての説明を行った患者のうち、後発医薬品の使用を希望しなかった患者の割合

後発医薬品への変更可能な処方せんを持参し、薬局において後発医薬品についての説明を行った患者のうち、後発医薬品の使用を希望しなかった患者の割合についてみると、「10%未満」(24.2%)の薬局が最も多いが、他のいずれのカテゴリも10%程度から17%程度の間の回答割合があり、ばらつきがみられた。

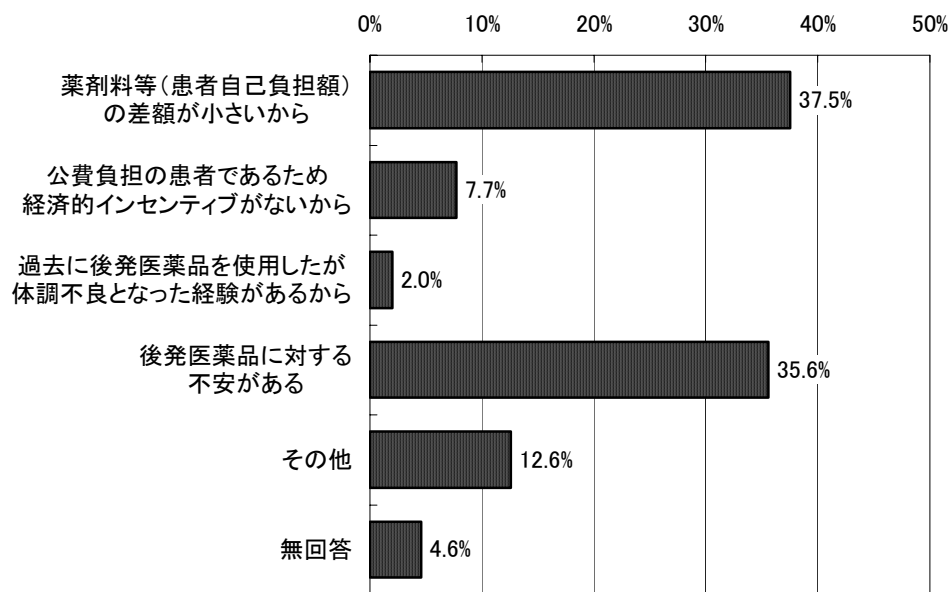
図表 28 後発医薬品への変更可能な処方せんを持参し、  
後発医薬品についての説明を行った患者のうち、後発医薬品の使用を  
希望しなかった患者の割合 (薬局ベース)



### 3) 後発医薬品についての説明を行ったにもかかわらず、患者が後発医薬品の使用を希望しなかった理由

薬局において後発医薬品についての説明を行ったにもかかわらず、患者が後発医薬品の使用を希望しなかった理由についてみると、「薬剤料等（患者自己負担額）の差額が小さいから」（37.5%）が最も多く、次いで「後発医薬品に対する不安がある」（35.6%）であった。

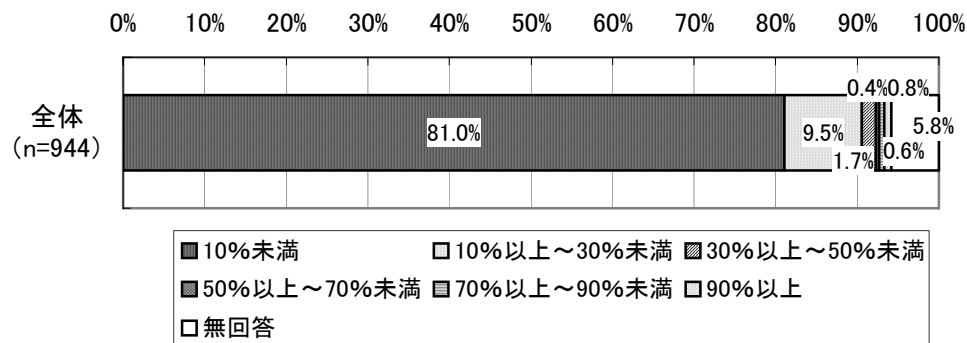
図表 29 後発医薬品についての説明を行ったにもかかわらず、患者が後発医薬品の使用を希望しなかった理由（薬局ベース、単数回答、n=944）



4) 後発医薬品への変更調剤を行った患者のうち、2回目以降に後発医薬品の使用を希望しなかった患者の割合

後発医薬品への変更調剤を行った患者のうち、2回目以降に後発医薬品の使用を希望しなかった患者の割合についてみると、「10%未満」(81.0%)が最も多かった。

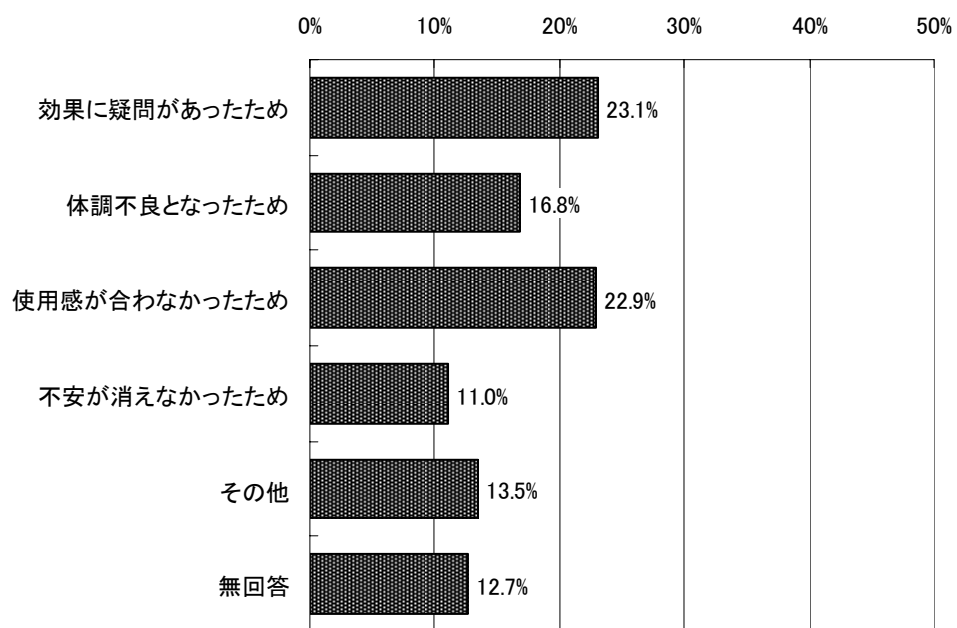
図表 30 後発医薬品への変更調剤を行った患者のうち2回目以降に後発医薬品の使用を希望しなかった患者の割合 (薬局ベース)



5) 後発医薬品への変更調剤を行ったが、患者が2回目以降に後発医薬品の使用を希望しなかった理由

後発医薬品への変更調剤を行ったが、患者が2回目以降に後発医薬品の使用を希望しなかった理由についてみると、「使用した後発医薬品の効果に疑問があったため」(23.1%)が最も多く、次いで「使用した後発医薬品の使用感が合わなかったため」(22.9%)、「使用した後発医薬品により体調不良となったため」(16.8%)となった。

図表 31 2回目以降に後発医薬品の使用を希望しなかった理由  
(薬局ベース、単数回答、n=944)

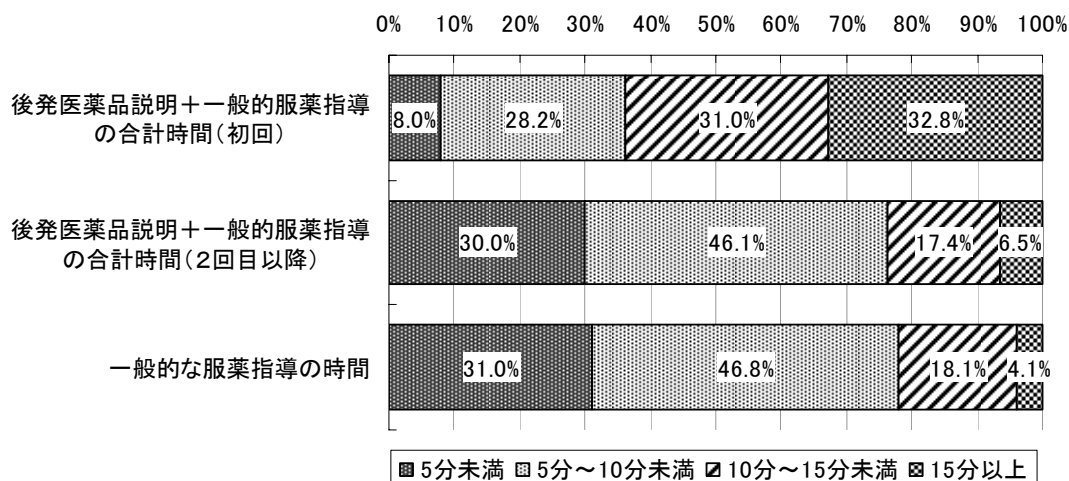


6) 患者 1 人に要する後発医薬品についての平均説明時間

患者 1 人に要する後発医薬品についての平均説明時間について、初回の患者における「後発医薬品説明＋一般的服薬指導時間」をみると、平均は 10.9 分（標準偏差 6.0、中央値 10.0）であった。

2 回目以降の患者における「後発医薬品説明＋一般的服薬指導時間」をみると、平均は 6.0 分（標準偏差 3.8、中央値 5.0）であった。「一般的な服薬指導時間」の平均が 5.8 分（標準偏差 3.2、中央値 5.0）であることから、2 回目以降の患者の場合、一般的な服薬指導と大きな差異はみられなかった。

図表 32 患者 1 人に要する平均説明時間の分布 (n=713)



(注) 「後発医薬品説明」：後発医薬品と先発医薬品とが同等であること（例えば、品質、安定性、生物学的同等性試験結果など）の説明に加え、患者の処方せんにおける変更前の薬剤料と変更後の薬剤料の差額等についての説明などを指す。

図表 33 患者 1 人に要する平均説明時間 (n=713)

	平均値	標準偏差	中央値
後発医薬品説明＋一般的服薬指導時間(初回) (分)	10.9	6.0	10.0
後発医薬品説明＋一般的服薬指導時間(2回目以降)(分)	6.0	3.8	5.0
一般的な服薬指導時間(分)	5.8	3.2	5.0

(注) ・すべての項目について回答があった施設を対象に集計した。

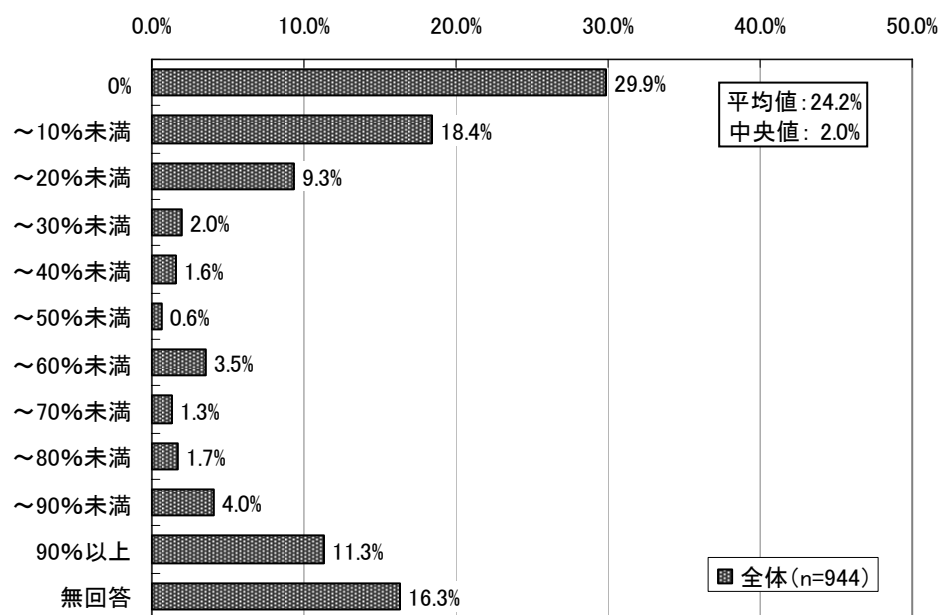
・「後発医薬品説明」：後発医薬品と先発医薬品とが同等であること（例えば、品質、安定性、生物学的同等性試験結果など）の説明に加え、患者の処方せんにおける変更前の薬剤料と変更後の薬剤料の差額等についての説明などを指す。



7) 平成 20 年 12 月以前に後発医薬品への変更調剤を行った患者のうち、医療機関が、薬局で変更した当該後発医薬品の銘柄処方に切り替えた患者数の割合（薬局ベース）

平成 20 年 12 月以前に後発医薬品への変更調剤を行った患者のうち、医療機関が、薬局で変更した当該後発医薬品の銘柄処方に切り替えた患者数の割合についてみると、「0%」（29.9%）が最も多く、次いで「10%未満」（18.4%）、「90%以上」（11.3%）であり、平均は 24.2%（中央値 2.0%）であった。

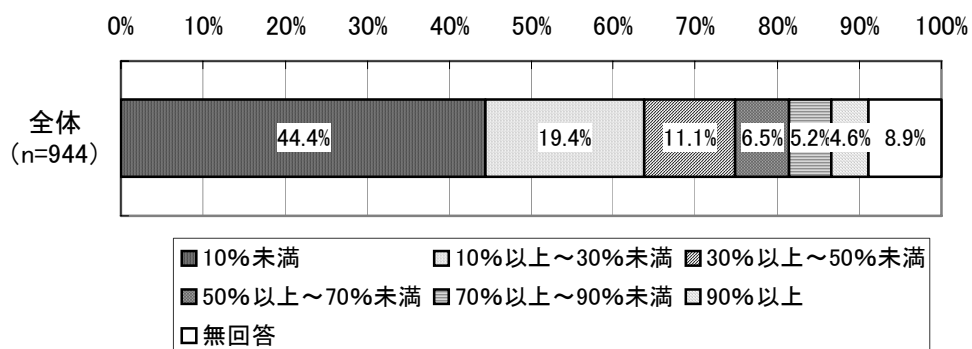
図表 34 平成 20 年 12 月以前に後発医薬品への変更調剤を行った患者のうち、医療機関が、薬局で変更した当該後発医薬品の銘柄処方に切り替えた患者数の割合（薬局ベース）



8) 在庫がなくて後発医薬品に変更できなかった患者の割合

後発医薬品への変更が可能な処方せんを持参した患者のうち、当該後発医薬品の在庫がなくて後発医薬品に変更できなかった患者の割合についてみると、「10%未満」(44.4%)が最も多かった。一方、「50%以上」という薬局を合計すると16.3%であった。

図表 35 後発医薬品への変更が可能な処方せんを持参した患者のうち、当該後発医薬品の在庫がなくて後発医薬品に変更できなかった患者の割合 (薬局ベース)



#### ④医薬品の備蓄状況

##### 1) 医薬品の備蓄品目数

備蓄医薬品の全品目数についてみると、平成 19 年 12 月時点では平均 758.5 品目であったが、平成 20 年 12 月時点では平均 818.5 品目となり、7.9%の増加率となった。中央値で見ても 715.5 品目から 776.0 品目となり、8.5%の増加率となった。

次に後発医薬品の備蓄品目数についてみると、平成 19 年 12 月時点では平均 97.3 品目であったが、平成 20 年 12 月時点では平均 125.5 品目となり、29.0%の増加率となった。中央値で見ても、68.5 品目から 100.0 品目となり、46.0%の増加率となった。

したがって、後発医薬品の備蓄品目数は、医薬品全品目の備蓄品目数よりも増加率としては高いものの、平成 20 年 12 月時点における全品目に占める後発医薬品のシェア（図表 36 (B) / (A)）は、平均値 15.3%、中央値 12.9%となっており、依然として低い結果となっている。

当該薬局において 1 つの銘柄の先発医薬品について複数銘柄の後発医薬品を備えている場合に、その先発医薬品の銘柄数に換算した場合の品目数は、平均 11.0 品目（標準偏差 17.1、中央値 5.0）となった。つまり、先発医薬品 11.0 品目については、保険薬局において複数銘柄の中から調剤する後発医薬品を選択することができるということになる。

